

## 福島県建設業産学官連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「福島県建設業産学官連携協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、社会基盤の整備に加えて、災害対応、雇用の受け皿として地域を支えるなど重要な役割を担っている県内建設業に対して、現状や課題についての情報を共有し、現行の建設業振興施策を検証・改善するとともに、新たな産学官連携施策の創出・提案を図り、これらを通じて県内建設業振興を推進することを目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 建設業振興のための情報共有・伝達に関すること
- (2) 建設業振興のための課題解決・施策提案に関すること
- (3) ふくしま建設業振興プランに基づく産学官連携施策の創出・検証・改善に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(構成及び運営)

第4条 協議会の構成や運営は以下のとおりとする。

(1) 協議会

- ア 協議会は、別表一1に掲げる者(以下「委員」という。)で構成する。
- イ 本協議会に会長を置き、福島県土木部長をもって充てる。
- ウ 協議会の副会長は、産業界・学識経験者から各1名を委員の互選により選任し、会長を補佐する。会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- エ 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに開催する。
- オ 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- カ 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- キ 協議会の会議は、委員が指名した者を代理として会議に出席させることができる。この場合、委員が出席したものとみなす。
- ク 協議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ケ 協議会は、必要に応じ分科会を設けることができる。
- コ 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- サ 委員は本人の申し出により協議会の承認をもって辞任することができる。

(規約の変更)

第5条 この規約は、協議会において委員総数の過半数の議決を経なければ変更することが出来ない。

(幹事会)

第6条 協議会の下部組織として幹事会を設け、構成や運営は下記のとおりとする。

(1) 幹事会

- ア 幹事会は、別表-2に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。
- イ 本幹事会に会長を置き、福島県土木部次長をもって充てる。
- ウ 幹事会の副会長は、中村委員とし、会長を補佐する。会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- エ 幹事会の会議は、会長が必要と認めるときに開催する。
- オ 幹事会の会議は、会長が議長を務める。
- カ 幹事会の会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- キ 幹事会の会議は、議題内容により、委員を参集する。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事会は、実務レベルで協議や検討が必要な議題について、下記のとおりワーキンググループを設置することができる。

(1) ワーキンググループ

- ア ワーキンググループは、議題により幹事会の会長が推薦した者で構成する。
- イ ワーキンググループの会議は、幹事会の会長が必要と認めるときに開催する。
- ウ ワーキンググループは、協議や検討が終了した時は幹事会に報告するものとする。また、幹事会から中間報告の求めがあれば、進行状況について報告するものとする。

(事務局)

第8条 協議会および幹事会の事務局は、福島県土木部建設産業室に置き、別表-3に掲げる者で構成する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において決定するものとする。

(附則)

本規約は、平成30年2月5日から施行する。

本規約は、平成30年6月19日から施行する。

本規約は、平成30年8月22日から施行する。

本規約は、令和5年3月22日から施行する。

福島県建設業産学官連携協議会						
	所 属	職 名	氏 名	備 考		
1	委員	一般社団法人福島県建設産業団体連合会	会 長	長谷川 浩一	産業	○
2	委員	一般社団法人福島県建設業協会	専務理事	相澤 広志	産業	
3	委員	一般社団法人福島県測量設計業協会	会 長	皆川 雅文	産業	
4	委員	一般社団法人福島県建築士事務所協会	会 長	安藤 正道	産業	
5	委員	日本大学工学部	上席研究員	中村 晋	学識	○
6	委員	福島大学経済経営学類	教 授	奥本 英樹	学識	
7	委員	福島工業高等専門学校	教 授	芥川 一則	学識	
8	委員	福島県教育庁高校教育課	指導主事	先崎 隆幸	学識	
9	委員	福島県土木部	部 長	曳地 利光	行政	◎
10	委員	福島県総務部入札監理課	課 長	加藤 英和	行政	
11	委員	福島県商工労働部雇用労政課	課 長	丹治 貴子	行政	
12	委員	福島県農林水産部農村計画課	課 長	廣田 雅幸	行政	
13	委員	福島県農林水産部森林計画課	課 長	宮田 博文	行政	
14	委員	福島県土木部土木企画課	課 長	和知 聡	行政	
15	委員	福島県土木部技術管理課	課 長	中村 一彦	行政	

計15名

※会長◎ 副会長○

別表－2

福島県建設業産学官連携協議会 幹事会						
	所 属	職 名	氏 名	備 考		
1	委員	一般社団法人福島県建設業協会	経営合理化 委員会委員長	石川 俊	産業	
2	委員	一般社団法人福島県建設業協会	専務理事	相澤 広志	産業	
3	委員	一般社団法人福島県建設業協会	青年部会長	野地 大輔	産業	
4	委員	一般社団法人福島県測量設計業協会	副会長	木町 元康	産業	
5	委員	一般社団法人福島県建築士事務所協会	専務理事	新関 永	産業	
6	委員	日本大学工学部	上席研究員	中村 晋	学識	○
7	委員	福島大学経済経営学類	教 授	奥本 英樹	学識	
8	委員	福島工業高等専門学校	教 授	芥川 一則	学識	
9	委員	福島県教育庁高校教育課	指導主事	先崎 隆幸	学識	
10	委員	福島県土木部	次 長	青木 隆直	行政	◎
11	委員	福島県総務部入札監理課	課 長	加藤 英和	行政	
12	委員	福島県商工労働部雇用労政課	課 長	丹治 貴子	行政	
13	委員	福島県農林水産部農村計画課	課 長	廣田 雅幸	行政	
14	委員	福島県農林水産部森林計画課	課 長	宮田 博文	行政	
15	委員	福島県土木部技術管理課	課 長	中村 一彦	行政	

計15名

※会長◎ 副会長○

別表－3

福島県建設業産学官連携協議会 事務局					
	所 属	職 名	氏 名	備 考	
1	福島県土木部建設産業室	室 長	星 丈男	行政	
2	福島県土木部建設産業室	主任主査	津田 正樹	行政	
3	福島県土木部建設産業室	主 査	佐藤 有美子	行政	
4	福島県土木部建設産業室	主 査	佐藤 雄輔	行政	
5	一般社団法人福島県建設産業団体連合会	常務理事兼 事務局長	高島 亮	産業	
6	一般社団法人福島県建設業協会	参 事	斎藤 祐一	産業	

計6名